

令和02年度 第10回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和2年12月21日（月） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁 442会議室

3. 出席者：

【委員】（8名）

（会長） 1 番 松本 俊治
（会長職務代理） 2 番 庄治 郁夫
（委員） 4 番 二本松 義人
5 番 吉村 修
7 番 奥村 幸弘
8 番 前田 豊
13 番 木下 勝博
14 番 茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）神田 武史 （主査）松谷 卓人 （主事）中田 奈穂美
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 6名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第11号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第12号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【議案第13号】 非農地証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第18号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第20号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第21号】 農地法施行規則第29条第1項の規定に基づく届出受理の件

【報告第22号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長

委員の皆様、本日は御苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は、8名です。過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、13番木下委員と、14番茶谷委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願いします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、御説明させていただきます。議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書をご覧ください。

【議案書朗読】

当該農地については、現在も譲受人が農地の耕作を手伝っており、この度所有権の移転を申請しています。

なお、今回は所有権の一部(2分の1)移転の許可申請になりますが、今後、譲渡人の残りの持ち分についても、再度譲受人との3条許可申請が行われる予定です。

それでは、本日配付しております資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

このとおり、要件を全て満たすと考えております。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明となります。二本松委員お願いします。

二本松委員

議案第11号について御説明いたします。申請農地は、県道沿いの湖の西側にあります。申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転や使用貸借権の設定を行うものです。譲受人は、自身が所有する農地10以上に渡り耕作しており、申請農地の耕作にも携わっています。農業実績もあり、生産意欲も高く、また、農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長

説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員

(質問、意見なし)

議長

なければ、議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長 御異議がないようですので、議案第11号につきましては、承認することとします。

事務局 続きまして、議案第12号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案第12号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

本申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。奥村委員お願いします。

奥村委員 議案第12号についてご説明いたします。添付の地図からもお解かりのとおり、申請農地は、病院から北へ200メートルのところにあります。

申請農地は、相続人により耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委 員 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第12号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することにして御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないようですので、議案第12号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第13号「非農地証明交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案第13号「非農地証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

事前配布しています資料「西宮市農業委員会事務取扱要領(9条1項抜粋)をご覧ください。非農地証明書の願出ができるのは、西宮市農業委員会事務取扱要領9条1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。

申請農地につきましては、12月10日の現地調査により、現況が山林となって20年以上経過していることを確認しました。したがって9条1項「第1号」に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題は無いと考えています。以上で議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。庄治委員お願いします。

庄治委員 議案第13号についてご説明いたします。添付の地図からもお解かりのとおり、申請地は県道の南側、また川の西側にあります。申請地は、樹齢20年以上は経っていると思われる松の木などが生え、落ち葉も堆積している状態で、一帯は樹木に覆われて日当たりも悪く、少なくとも20年以上、耕作は出来ていないものと判断されます。つきま

しては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

地元委員の説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。
(質問、意見なし)

なければ、議案第13号「非農地証明交付の件」につきましては、証明書を交付することにして御異議ありませんか。

委 員
議 長

(異議なし)

御異議がないようですので、議案第13号につきましては、証明書を交付することとします。審議事案は、以上の3件です。続きまして報告案件に入ります。まず、報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長
委 員
議 長

事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。
(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長
委 員
議 長

事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。
(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第20号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。報告第20号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されて適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長
委 員
議 長

事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。
(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第21号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。報告第21号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長
委員
議長

事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。
(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第22号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。報告第22号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、ご報告いたします。

議長
委員
議長

事務局の説明は終わりました。本件に対し御質問はありませんか。
(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。以上で、本日予定していました報告案件はすべて終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)